

5 議案第59号関係  
 おいらせ町消防団条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現行
<p>(欠格条項)</p> <p>第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2) 前条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(3) 略</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>(2) 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(3) 前条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(4) 略</p>